

「ふるさとリバーボランティア支援制度」実施要領

富山県土木部河川課
平成16年5月21日
平成26年5月30日
平成29年4月1日
最終改正 令和4年4月1日

第1 制度の趣旨

富山県では、県民の皆様によりいっそう地域の河川・海岸に愛着心をもち親しんでもらうために、県が管理している河川又は県内の海岸において、地域の住民や団体が行う「川を守り、育てる」さまざまな河川愛護ボランティア活動又は海岸愛護ボランティア活動（以下「活動」という。）を積極的に支援する「ふるさとリバーボランティア支援制度」（以下「制度」という。）を設けています。

第2 制度の概要

1 支援内容

- (1) 河川・海岸愛護ボランティア団体の登録及び表彰
- (2) 団体名を記した表示板の設置
- (3) 町内会等の河川堤防草刈りへの支援（報償費）
- (4) ふるさと川・海応援団支援（補助）事業

2 支援対象となる活動等

- (1) 河川堤防等の草刈
- (2) 空き缶拾いや清掃等の河川・海岸美化活動
- (3) 稚魚の放流、魚釣り大会及び植栽等の行事や事業等の河川愛護活動
- (4) 動植物の保全や海岸利用の適正化等の海岸愛護活動
- (5) その他、河川・海岸愛護に寄与すると認められる事業

第3 団体の登録

1 登録の対象となる団体

- (1) 自ら、「川を守り、育てる」河川愛護活動をしようとする地域のボランティア団体、町内会、児童会、老人会等の団体
- (2) 自ら、海岸環境の維持、海岸植生の保護、海岸利用の適正化等の海岸愛護活動をしようとする地域のボランティア団体、町内会、児童会、老人会等の団体
- (3) 土木センター所長又は土木事務所長（以下「所長」という。）が活動内容や構成員等を勘案し、ふさわしいと認める団体

2 団体の登録の手順

- (1) 登録を希望する団体は、様式1の「団体登録申請書」により申請してください。
- (2) 所長は、申請内容や構成員等を審査し、ふさわしいと認める団体に対して、様式2の「団体登録証」を発行します。

3 団体登録の取り消し

団体から登録抹消の申し出があった場合及び1の要件が満たされなくなった場合には、所長は、団体登録を取り消します。

第4 団体の表彰

1 表彰の対象となる団体

表彰の対象は、第3に掲げる登録団体の内から、所長が活動内容や構成員等を勘案

し、表彰にふさわしいと認める団体とします。

2 表彰の対象となる活動内容

河川・海岸環境の美化保全、維持管理、あるいは河川に親しむ行事を自発的に実行し、多大な成果をあげ、他の模範となる活動とします。

第5 団体名を記した表示板の設置

1 第2の2に掲げる事業等を実施し、第3の団体登録をした団体が、団体名を記した表示板の設置を希望する場合は、様式3の「ふるさとリバーボランティア表示板設置申請書」により申請してください。

2 所長は、本制度にふさわしいと認める団体について、様式4の「ふるさとリバーボランティア表示板」（以下「表示板」という。）を設置します。

また、団体が事業を中止又は廃止した場合は、表示板を撤去します。

第6 ふるさと川・海応援団支援（補助金）事業

1 対象となる事業等

(1) 県が管理する河川において、堤防等の草刈り、空き缶拾い、清掃等の河川美化活動を行う事業又は、稚魚の放流、魚釣り大会、植栽等の河川愛護活動を行う事業

(2) 県内の海岸において、空き缶拾い、清掃等の海岸美化活動を行う事業又は、動植物の保全や海岸利用の適正化等の海岸愛護活動を行う事業

2 対象となる団体

(1) 第3に掲げる登録団体

美化活動支援については、登録団体であることが必要です。

(2) 地域のボランティア団体、町内会、児童会、老人会等所長が認める団体

3 補助の内容

(1) 補助率及び限度額

①美化活動 1団体につき1万円までとします。

ただし、活動参加者が10人未満の場合は5千円までとします。5人未満は対象外です。

②愛護活動 補助対象経費の2分の1以内（千円未満切捨て）

限度額 上限10万円、下限1万円

(2) 補助期間 1団体につき3年以内（ただし、毎年申請を行う必要があります）。

(3) 補助の対象となる経費

「ふるさと川・海応援団支援事業費補助金募集要項」をご覧ください。

(4) その他

河川又は海岸の美化活動と愛護活動とを両方実施する場合は、両方の補助申請ができます。

この場合、限度額は1万円（美化）+10万円（愛護）=11万円となります。

また、美化活動に要する経費が1万円を超える場合は、その超えた額を愛護活動の補助対象経費にできる場合があります。

4 補助金の手続き

補助事業の実施を希望する団体は、あらかじめ、県が指定する期日までに、所管の土木センター（土木事務所）に、交付申請書を提出してください。県では審査のうえ、交付の有無を決定し、ご連絡します。

くわしくは、「ふるさと川・海応援団支援事業費補助金交付要綱」及び「ふるさと川・海応援団支援事業費補助金交付要領」をご覧ください。

年 月 日

土木センター（ 事務） 所長 殿

団体等名

代表者住所

代表者氏名

連絡者氏名

電話

次の通り（河川・海岸）愛護ボランティア団体として登録申請します。

主な活動内容	① ②		
活動場所等	河川・海岸名		
	場所		平面図等添付により 明記
	活動の規模	※当該河川・海岸における具体的な活動位置を記入（例：堤防道路）	
活動経歴	年 月ころから 年に 回 月頃		
会員の構成	町内会 人 児童会 人 町内の クラブ 人		
その他参考	① 新たに取り組もうとする計画等 ② 過去に表彰等があれば記入		

注 上記記入項目は、申請時点の状況を記入下さい。

上記申請に基づき登録します。 年 月 日	登録番号
土木センター（ 事務） 所長 印	

登 録 証
河川・海岸愛護ボランティア団体

河川・海岸名

区 間

から

まで (

m)

団体名

登録番号

号

富山県河川・海岸愛護ボランティア団体として登録を受けたことを証する。

年 月 日

〇〇土木センター（事務）所長

様式4

(記入例)

450

420

ふるさとリバーボランティア

この川・海岸はわたし達が
きれいにしています。

〇〇町内会

〇〇土木センター（土木事務所）設置